

平成27年鞍手町議会第5回臨時会会議録（第1号）						
平成27年 11月19日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
平成27年 11月19日 午後1時00分						星正彦
閉会開議						議長
平成27年 11月19日 午後2時42分						星正彦
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	8	鯨坂省治		9	栗田幸則	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田 隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠	
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成27年第5回鞍手町議会臨時会議事日程

11月19日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第100号 鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第101号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）

平成27年11月19日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成27年第5回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番議員 鯉坂省治君及び9番議員 栗田幸則君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第100号及び日程第4 議案第101号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第1 議案第100号及び日程第2 議案第101号につきまして一括して提案説明を申し上げます。

日程第1 議案第100号は、鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付金事業（タイプ1）において、本町が提案した「学校まるごとアニメ事業（廃校舎利用による観光を伴うサブカルチャービジネスと創業支援事業）」が10月27日に交付対象事業として採択されたことに伴い、本年4月より閉校となっております「旧鞍手南中学校」を民間事業者にも貸し出し、校舎等の有効利用を行い、地域の活性化を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第2 議案第101号は、平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、議案第100号でご説明申し上げました、「学校まるごとアニメ事業」が地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の交付対象事業として採択され、交付金額3,750万円が交付決定されたことに伴い、国庫支出金及び関係事業費を追加するものであります。

歳入歳出それぞれ4,061万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ71億792万2千円といたしました。

以上が日程第1 議案第100号及び日程第2 議案第101号の提案説明であります。
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第100号について、質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回、臨時会を開いてまで議案を提案した理由というのですが、12月初めには12月定例会が始まるわけで、それよりも少しでも早く臨時会を開いてまで提案したという理由を教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

なぜ臨時議会を開いたかと言いますと、今度交付金が鞍手町に採択されまして、この交付金事業に基づいて新しい事業をやって行こうと思っております。そのためには、契約をしなければならぬ関係が出てきまして、12月議会であれば、12月20日前後に議決になると思います。

この事業というのは27年度完結の事業でありまして、日にち的に12月の終わりであれば3ヶ月しかない関係で、今日臨時議会を開かせていただきました。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この条例の改正ですけれども、この条例自体は議会の議決を必要とする要件に当たっているのですか、それとも当たっていないのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

当たっております、以上です。

すみません。この条例というのが当たっているのかというのは、町長が特に必要と認めた事業のように供する時と書いてありますが、それが要件に該当するかということをお尋ねしているかと思いますが、それでよろしいのですか。

それでしたら当たっておりません。地域振興に寄与することを目的に、町長が特に必要と認めた事業に供する時は無償で貸与するというようにしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

議会の議決要件には当たっていないということですが、例えば、減額で貸与した場合は、少なくともそこに有償ということで、多少なりとも金額が一般会計の中には上がってくると思うのですが、無償となった場合は、ぜんぜん金銭的なものが上がってこないから、無償で貸与した場合は議会が一切チェックをすることが出来ないのではないかと思います。

例えば、相手先はどこに貸すのかとか、期間はどうなっているのかとか、そういったことがどうやって議会としてはチェックしたらいいですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今のところ、この条例改正においては、町長の判断によって無償で貸与するということが、有償であれば予算書の方に歳入で上がって来ますが、無償であれば当然上がってきませんので、その時は町長の判断によって貸与するという、地域発展のため寄与するものであれば無償で貸与出来るということで、今のところしています。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町有財産の大小に係わらず、例えば今回の場合であれば、南中学校を貸すというようなことになるのですが、それが万一無償であれば全く議会としてチェックが出来ないのです。普通財産が鞍手町にたくさんありますが、これは、町長が地域振興と、地域振興という言葉も非常に曖昧な言葉ですけど、地域振興に寄与するということがあれば、何でも無償で貸せるのです。全く議会がチェックが出来ない、こういったことで住民に対して、議会として、議員として説明がつかない状況になってしまうのです。

こういった状況がこの条例の改正には当たるのです。こういうことは、議会としてはなかなか看過しがたい状況なんですね。ですから、地域振興に当たるということで町長が認めたということであれば、こういう改正はありますけども、もう一つ、ここに無償または減額貸与の場合は議会の議決を求めるとか、そういった条文をやはり一文入れないと、なかなか議会としては何でもいいですよというわけにはいかないという気がしますので、そこら辺りについてはどう考えているのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおりですね。今私もその辺の部分は気がつかなかったのですが、ただ、今回においては、28年の4月より3年間を無償というふうに予定いたしております。その後は、契約は1年更新として、収支を見ながらお互いやっていくという段取りで一応考えて

おります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員がおっしゃるとおり、今回は一応3年間というタガは付けてはおるのですが、今議員がおっしゃるように、条例の部分で地域振興に寄与することを目的に、町長が特に必要と認めた事業のように供する時ということになりますと、今おっしゃいましたように予算が伴えば予算上で見ることが出来るということになるかと思いますが、これになりますと、執行部の私の一存で決められるのではないかという部分においては、そういう見方もあるかと思えます。

これにおいては、この辺は私も当然のことながら内部協議もしっかりとやらせていただきますし、また、こういうふうな案件がございましたら必ず議長を通じまして、議会にご報告を申し上げるということは、私の頭にあったものですから、よもやそういうふうなご質問が出るというのはちょっと想定外でした。

この辺のところはしっかりと、私の方で精査をしながらやって行きたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

条例というのはケースバイケースで、この時はこうとか、あの時はこうというわけではなくて、これは恒久的にこの条例については生きていくわけで、徳島町長の時はそうやって報告があるとかということがあるかも知れませんが、この条例自体にそういうものを謳ってなければ、町長が代われれば、おれは知らんぞという話になるのです。

ですから、この条例の中に、例えば無償とか、減額、これは無償、減額の話ですけれども、この条例の一文の中に無償、又は減額貸与の場合には議会の議決を必要とするという一文を折り込むべきではないかなというふうに私は考えています。それについて執行部の方はどう考えているかをお尋ねします。

もっと言うなら、こういう条例は福岡県60市町村全て大体こういう条例をもっているのです。また財産条例の中にもこういうことが謳っています。

同じ表題の条例もあれば、財産条例の中に謳っているものもありますが、私が調べた50市町村の中で、町村については鞍手町を除いて31全部調べました。

そうすると、町長の権限で無償または減額して対応出来るところは2つしかないのです。殆どが今までの鞍手町の条例と殆ど一緒です。だから、要するに特異なケースになるのです。市についても19市を調べましたが、19市の中でも2つしかありません。

だから60の内の50市町村を調べた内の5つしかないのです。そういう町長が特に認めた時という一文が入っているのは、その中でも1つは公益性のためにというふうに入ってい

るところもあります。公益性のために町長が特に認めた場合、これは要するに第1項と同じような話になるのですが、そういったところもあるので、やはり特異な条項になりますので鞍手町としては、先程言いましたように一文を加えるべきではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

暫時休憩します。

休憩 13時17分

再開 13時34分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の質疑に対して、執行部の町長の方から答弁させていただきます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程の岡崎議員のご質問にお答えいたします。

今回に限り、これは1つはうちの担当課が申しましたように、来年の3月までに3,750万円を消化しなければいけないという1つのタイムリミットがございまして、それともう1つは、折角というか、国も鞍手町のやっている今回のふるさと創生事業のタイプ1の事業につきまして、国もいふなれば応援をさせていただいているということで3,750万円の予算をいただくことが出来ました。

岡崎議員のおっしゃっていることも重々分かります。ですから今回に限り、これをやらせていただいて、岡崎議員の言われている条例の云々という部分においては、もう一度内部協議を進めながら今後やって行きたいと思っております。

もう1点は、私がここで答弁しました内容につきましては、仮に、私の次に町長になられたとしても、行政の継続性という意味においては、当然のことながら次の町長が横暴なことをするのではないかというご心配もあられるかも知れませんが、その辺においては当然のことながら、次の町長は議会の町長の答弁、若しくは議会の継続性、執行部の継続性ということ踏まえた場合におきましては、当然のことながら、そこにおいて新しい町長も、その部分においては議会との協議が必要になってくると私はそのように認識をいたしております。

再度申しますが、条例につきましては内部協議をいたしまして、今後考えて行きたいとそうのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第100号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第100号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第101号 まず歳出について質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

2款 総務費及び7款 商工費について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の地域住民生活等緊急支援先行型ということで3,750万円の予算が付いていますが、具体的にどういうものに対して使うのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

財産管理費の中におきましては、一応南中の工事を考えております。この中の工事請負費の内訳といたしましては、先ず今電気が低圧しか通っておりません。それをまず学校がやっていたように高圧に戻す復旧を考えております。

それからトイレが今は使えませんので、浄化槽とかの点検、水道の開栓、それが終わりましたらまずライフラインを生かしていきたいと思います。その後にトイレが今中学校が使ったまま、昔のままですので洋式の便座に替えるような、トイレの改修も考えております。

それと、4階建ての1階の校舎はコミュニティカフェとあって、地域住民の方が集える場所を作りたいと思っておりますので、コミュニティカフェの工事です。それと、残った教室の内装等を張り替えるような工事を考えております。ハード的にはそういうものです。

以上です。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

委託料の学校まるごとアニメ事業委託料につきましては、大きく分けまして、学校のPR、これは委託するわけですが、学校のPRに係る経費。

それからホームページとかパンフレットの作成ですね。町のPRを兼ねたアニメ動画の作成、それから今後くらて学園が起業なり、雇用なりを進めて行く中で収益事業を当然やっていかなければいけませんので、これをやるために必要なコンテンツ、くらて学園を仲介したデジタルコンテンツの販売サイトや、今度は備品として購入します高精度3Dプリンターを活用した業務の受注サイト、あるいは観光コスプレに必要な施設の予約システム構築、その他イベントの企画や施設の運営に係る人件費、また小道具や学園旗といったものの制作、そ

ういったものに係る経費を委託料として積算しております。

備品購入費ですが、備品としましてはイベント用としての撮影機材、体験コスプレ用の機材、また創業支援として、先程申しました高精度3Dプリンターや3Dスキャナー、パソコン等を購入するということで積算をいたしております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

いろいろ言われましたが、予算は当初予算からこういうものが付いていましたけれども、町民自身がどういうものがあるかというのも全然知らないところが沢山あって、私も詳しく分からないし、町民にも鞍手町はこういうことをやっているのですよというようなことが分かるように是非していただきたいということがあります。

この設計監理委託料、いつもの管理と監理が違うので、これはどういう意味があるのか、監理委託料80万円ということなので、これをちょっと教えて下さい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

普通の管理というのは竹冠だと思うのですが、この監理というのは、建築士が監理する場合はこの監の字を使うということになっておりますので、建築士が監理する委託料になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

この議案の議決をいただきまして、実際に動きだすと、やはり当然町民にご説明をしなければいけないと思っております。現状を見られてわかるように、まだ南中のままで何もやっていませんので、今後手を入れて、おそらく4月からが正式な稼働になるのではないかと、その間は当然プレイベントというものをやりますが、工事等が平行してやりますので、その間にくらで学園構想みたいなものを当然住民の皆さんにも広報していくということはしなければならないと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この学校まるごとアニメ事業ですけれども、これはくらで学園として7月26日から第1回目が始まっていますよね。11月には4回目が終わって、次は12月に5回目をするというように出ていましたけれども、これを今になって鞍手町が委託をして、委託をする先も、もうこの事業をやっているところに委託先というのが決まってしまうわけですよね。ということは随意でそこと契約すると。なおかつそれも1,500万円という委託料としてはかな

り高額の委託料を支払って、既に行っているものについてやるということは、議会として要するに事後承諾をするということと同じじゃないかというふうに思うのです。

するならばいいのですが、基本的にやはり議会に先に諮るべきではないかなというふうに思いますがどうですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

この件については、前回行政報告の中でも一応させていただいたと思います。

国の先行型の交付金に応募してやって、これが付いたら事業が加速するという事で応募して、それが先駆性があるということで国に認められて、今回委託というのを上げていました。これがもし上がらない場合は、元々長いスパンをおいて地道にやっ行ってこうというふうなことで思っていたのですが、この事業がたまたま応募して、そして採択されたということで、形式的には後に追ったような形になりますけれども、当然その企画が通ってお金が付いたという流れの中で、今回予算を上程させていただいておりますので、この件については時間がないわけですから、地域の活性化のために必要ということで進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

補足させていただきたいのですが、中学校を使う時に、まず7月26日に第1回目を開催しました。その時に、これはあくまでもテストイベントということでやりましょうということで、最初に企画会社とは話しました。ですので、こちらからは何も、お金も出していませんし、向こうがテスト的にやりたいということで言われています。

その時に中学校跡地検討委員会というものがありますので、その委員さんに、私と立石課長と2人で、委員会を開くいとまがありませんでしたので、1人ずつ回って委員さんと近隣の区長さん、それと町議会の議長、新北、八尋在住の議員には個別に話させていただきました。

テストイベントですので、もし地域に迷惑をかけるとか、住民に悪影響を及ぼすような場合であれば、その時は即刻止めさせていただきますと、継続してやることはありませんということを相手方にも言いました。

それを4回やってみましたけれど、4回とも現地に私と立石課長が行きました。その時の中で見させていただいたのですが、悪影響を及ぼすこともないと判断しまして、まして今回、今立石課長が言いましたように、国からの先駆性があるということで認められたということで、今回契約したいということで上げさせていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

このくらで学園というのは、第1回目の時のホームページを見ると、コスプレイベントくらで学園というふうになっているのですね。これに募集はこのような人を求めていますということで、コスプレイヤー、撮影者、同人誌販売者、痛車作り、アニメグッズ等、オタク商品を販売したい方、当然以上のことを見たり、購入したりする方もどうぞというようなことであらで学園の募集を行っています。

この地域活性化、地域住民生活等の緊急支援交付金ということで、鞍手町の第1回鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の中で配られてた資料がありますが、地域創生先行型ですよ。その中で項目としては5つの先行実施事業の概要として上がっていますが、このコスプレイベントくらで学園は、この中のどれに該当するのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この追加交付事業の事業分野につきましては5つございます。1つは人材育成移住分野、2つ目が地域産業分野、3つ目が農林水産分野、4つ目が観光分野、5つ目がまちづくり分野という項目がございます。

この中で、申請におきましては地域産業分野で申請を行っております。この5つはそれぞれに関連がございます。申請としてはこの地域産業分野で申請を行っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

地域産業分野で申請をしたということですが、鞍手町の総合戦略の推進会議の中で、その施策に向けた5つの視点というのがあります。それも協調性とか公共性とか主体性、持続性、財源の確保、必要性、重要性とか、事業の効果とか、成果、こういったのも一応ワークショップ資料として出ていますが、そのこれがどれに当たるかも私としてはこの施策に向けた5つの視点としてこのくらで学園が当たるかもよく分かりませんし、そもそもこの総合戦略の策定方針の中に、具体的な施策と重要業績評価表というのを作るようになっていますね。これは総合戦略の中の1つではないですかこの事業は。

住民にもたらされた便益に関する数値目標を設定しますということもありますし、ここキーパフォーマンスインディケーターということで、重要業績評価指標を設定するということにもなっています。ですから成果、交付金として一応申請すれば自由に使える交付金ではありますが、ある意味3年間でどのような成果が出たかというのを、こういった評価表によって提出しないとけないのです。提出して評価があまり効果がなければ打ち切られますし、私は、これははっきり確認は出来ていませんが、28年度以降の地方交付税の算定の中にもこれとかみ合わせたものが入ってくるというような話も聞いています。ですから全く成果が

なければ地方交付税の中の算定の中にも影響が出るのではないかなというふうに考えています。

どのような、このくらで学園を数値目標を設定して、どのような効果を担っているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程も地域振興課長の立石課長が答えましたように、まず目的につきましては、廃校舎をアニメ関連イベントの会場として開放することで、まず町外からの集客を図りたいと、次にその分野において起業を目指している人を発掘して、創業支援をして雇用の創出と移住の足がかりを作りたいということで申請をしております。

今ご質問のありました、要は目標、重要業績評価指標と申します。K P I というふうに一般的には言われていますが、このK P I につきましては、まず平成31年度までの目標に、創業者数を30という目標を立てております。

観光入り込み客数を、現在、大体12万7千から約13万弱くらいの入り込み数ですけれども、これを最終的な目標年度であります平成31年ごろまでには年間20万人まで拡大したいという目標を立てて申請を行っているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

14款 国庫支出金及び18款 繰入金について質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第101号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第101号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 13時54分

再開 14時38分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

日程第3 議案第100号及び日程第4 議案第101号の2件を一括して議題とします。
本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第100号 鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第101号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第100号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第101号について質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第100号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第101号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第100号 鞍手町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」あり)

挙手多数です。よって議案第101号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成27年第5回臨時会を閉会します。

閉会 14時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 鯨 坂 省 治

議員 栗 田 幸 則